資料3-1

佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（新旧対照表）

改正前	改正後
目次 第５章　雑則（第44条） （新設） （委任） **第44条**　（略）	目次 第５章　雑則（第44条～第45条） （電磁的記録） **第44条**　児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 （委任） **第45条**　（略）